

岡崎市建設工事の情報共有システム活用要領

(趣旨)

第1条 本要領は、岡崎市が発注する工事における、受発注者の業務効率化、工事目的物の品質確保の推進を図るため、岡崎市建設工事の情報共有システム活用要領（以下「要領」）を制定し、情報共有システムの積極的な活用を推進するものである。

(用語の定義)

第2条 本要領において、次の各号に掲げる用語の定義は当該各号に定めるところによる。

(1) 情報共有システム

情報通信技術を活用し、受発注者間など異なる組織間で情報を交換・共有することによって業務効率化を実現するシステムをいい、ASP（アプリケーション・サービス・プロバイダ）方式（※1）によるものとする。

※1「ASP方式」とは、情報共有システム提供者が情報共有システムの機能をネットワーク経由で提供する方式をいう。

(2) 工事書類

本要領における工事書類とは、土木工事標準仕様書（愛知県建設局）で定義する「書面」を指す。工事打合せ簿等の伝達物をいい、情報システムを用いて作成され、「指示」「承諾」「協議」「提出」「提示」「報告」「通知」が行われたものを有効とする。

(対象工事)

第3条 対象工事は、岡崎市が発注する建築系以外の工事で設計金額4,000万円以上の工事とする。

2 前項の対象工事においては、原則、情報共有システムを活用するものとする。

3 対象工事以外の利用については、受注者の申出があれば本要領の対象工事とすることができるものとする。受注者が利用を希望する場合は、本要領に準じ取り扱うものとする。

4 前項の場合においては、受注者は、契約締結後速やかに実施の意向について監督職員と協議を行い、実施の有無を決定するものとする。

(情報共有システム利用料)

第4条 情報共有システムに係る費用（登録料及び利用料等）は、愛知県建設局の「積算基準及び歩掛表」等の共通仮設費率計上分（技術管理費）に含まれている。ただし、共通仮設費率計上分等に含まれていない工事については、受注者が希望した場合のみ情報共有システムを利用し、その場合は受注者の負担とする。

(情報共有システム)

第5条 本要領において使用できる情報共有システムは、(公財)愛知県都市整備協会の「あいち建設情報共有システム」とし、「愛知県情報共有運用ガイドライン」に基づき利用すること。

- 2 発注者及び受注者は、情報共有システムにおいて奨励される機器動作環境やネットワーク環境について確認を行い、利用開始までに利用可能環境を用意すること。

(工事書類)

第6条 情報共有システムで処理を行う工事書類は、監督職員と現場代理人が有する権限の範囲内で処理する書類であり、契約関係書類等(契約者印が必要な書類)は含まれない。したがって、契約関係書類等は従来どおり書面により処理する。

(セキュリティ関係)

第7条 受発注者は、情報漏洩防止等の観点から以下の項目の管理を徹底すること。

- ① ID・パスワードの管理の徹底
- ② ウィルス対策の徹底
- ③ 個人情報等機密情報の管理徹底
- ④ 工事関係データの管理徹底(定期的なバックアップなど)
- ⑤ その他情報セキュリティに関する基準、法令等の遵守

(検査)

第8条 本要領を適用した工事は、紙媒体及び電子媒体(システムからダウンロードし、発注者の確認を受けた電子成果品)について、完成検査を実施する。

(利用上の留意事項)

第9条 工事書類発議のうち、以下の工事書類については紙媒体での提出を行うこと。

- ① 施工計画書(変更施工計画書含む)1部(システムの提出も必要)
 - ② 原本提出が必要な書類(押印を受けた証明書等)は、紙資料のままとする。
 - ③ カタログ等は、可能な限り電子データ(PDF形式)の入手に努める。入手できない場合は、スキャン等によるPDF化が望ましいが、生産性向上の観点から非効率であれば、紙資料のまま提出してもよい。
 - ④ 個人情報等の秘密を要する情報を紙資料として提出するものとする。
- 2 添付書類は、原則としてA4又はA3サイズの印刷を前提としたPDF形式とする。
 - 3 電子媒体の提出は、CD-R等により2部提出する。

附則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

附則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。